三重県海外 MICE 誘致促進補助金交付要領

第1 通則

三重県海外 MICE 誘致促進補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)及び雇用経済部関係補助金等交付要綱(三重県告示第250号。以下「要綱」という。)によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 目的

この補助金は、県内で開催される国際会議の主催者に対し、参加者の国内 移動費相当分を主催者に支援し、より良いプログラム(エクスカーション等) の実施や参加者の負担金軽減に寄与するとともに、感染症対策の徹底やオン ライン会議併用などの取組を支援することで、国際会議の誘致促進を図ることを目的とする。

第3 補助対象者

補助の対象となる者は、次項に規定する国際会議を主催しようとする者(以下「申請者」という。)とする。

第4 補助対象及び補助金の額及び補助上限額

補助金の交付対象とする国際会議は別表1のとおりとし、それぞれの会議 に掲げる全ての条件を満たすものについて、予算の範囲内において補助金を 交付する。

- 2 補助金の額及び補助上限額は別表1のとおりとする。
- 3 利用できる補助金は1種類に限る。

第5 交付申請

補助金の交付を受けようとする申請者は、交付申請書(誘致促進型については様式第1号、オンライン併用型については様式第1号の2)に添付書類を添えてあらかじめ知事に提出しなければならない。

第6 交付決定

知事は、当該補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査 し、決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書により、申 請者に通知するものとする。

2 知事は、申請内容が別表1の交付要件の規定に合致すると認められる場合 は、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

- 3 知事は前項の規定による交付の決定をするにあたって、次の条件を付する ものとする。
- (1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。
- (2) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に 通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び県に報告すること。

第7 申請の取り下げ

交付決定通知を受けた申請者で、補助金の交付の申請を取り下げようとする者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

第8 変更申請

誘致促進型の申請者は、当該補助金の交付決定後、補助金申請額の 20 パーセント以上の変更が生じたときは、変更交付申請書(様式第 3 号)に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果について 申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、変更内容が別表1の交付要件の規定に合致すると認められる場合は、予算の範囲内において承認するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は 申請に係る事項に修正を加えて承認することができる。

第9 中止・廃止申請

申請者は、当該補助金の交付決定後、別表1の交付要件のいずれかを満た さなくなるとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事 業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果について 申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、中止又は廃止内容に合理的な理由があると認められる場合は、これを承認するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は 申請に係る事項に修正を加えて承認することができる。

第10 実績報告

申請者は、当該補助対象事業が完了したときは、その完了から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第

5号、オンライン併用型については様式第5号の2)を知事に提出しなければならない。

第11 補助金の額の確定

知事は、補助事業の完了に係る実績報告書を受理したときは、その内容の 審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内において交付す べき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

第12 補助金の支払

知事は、交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 申請者は、前項による補助金の支払を受けようとするときは、支払請求書 (様式第7号)を知事に提出しなければならない。

第13 交付決定の取消

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した 条件を変更することができる。

- (1) 申請者が、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令、これに基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、 補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

第14 補助事業の経理

申請者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、 その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳 簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了の日の属する会計年度の終 了後5年間保存しておかなければならない。

附則

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年10月19日から適用する。

別表1 (第4関係)

	種類	交付要件	補助金額	補助上限額
1	誘致促進	(1)県内で会議が開催されるものであると。 (2)主催者が「国際機関・国際団体 (4)を国内団体 (5)を国内団体 (3)をの名以上では、 (4)をの名の名が 50名以上では、 (4)をの出がが 50名以上では、 (4)をの出がが 50名以上では、 (5)開催期間に、 (5)開催日本を有しないと。 (6)特定企業の利益目的を有しないと。 (6)特定企業の利益目的を有しないと。 (7)との当までは、 (4)を対しませ、 (5)により、 (5)には、 (5)には、 (5)には、 (6)により、 (7)には、 (7)により、 (7)には、 (8)には、 (7)には、 (10)をは、 (10)をは、 (10)をは、 (10)をの属が、 (11)によいないにと。	国110,000 国13,000 にかから当りのでは、大学のでは、	1,000,000円 又は、開催に 要 の 1/2(1,000 円未満のいず れか低い額
2	オンライン併用型	(1)県内で会議が開催されるものであること。 (2)主催者が「国際機関・国際団体(各国支部を含む)」又は「国家機関・国内団体」であること。 (3)県内で開催される会議の参加者が50名以上であること(併用するオンライン会議への参加者を除	1,000,000円	1,000,000円

		く)。なお、外国人参加者には、会	
		議の出席を目的に来日した会議代	
		表、オブザーバー、同伴家族を含む。	
		(4)併用するオンライン会議への参	
		加者も含め、参加国が日本を含む3	
		カ国以上であること、または、参加	
		国が日本を含む3カ国以上の国際	
		会議の開催実績があること。	
2	オンライ	(5)開催期間が1日以上であるこ	
	ン併用型	کی	
	(続き)	(6)JCCBの「新型コロナウイルス	
		(COVID-19)対応ガイドライン」	
		(<u>※</u>)をはじめ、各業種別のガイド	
		ラインに基づき、感染症対策を実施	
		していること。	
		(7)特定企業の利益目的を有しない	
		こと。	
		(8)政治又は宗教目的を有しないこ	
		کی	
		(9)国又は三重県が主催(共催含む)	
		するものでないこと。	
		(10)三重県から他の補助・助成を受	
		けていないこと。	
		(11) 開催日の属する年度の前2年度	
		間において本補助金の交付を受け	
		ていないこと。	
		ンベンション・ビューロー「コンベ	
		ンション推進機構及び MICE 関連	
		事業者等における新型コロナウイ	
		ルス(COVID-19)対応ガイドライ	
1			1